

第4章 構想推進のために



構想推進のために

これからのまちづくりには、時代の変化に対応し、将来にわたって健全な暮らしが可能となるよう「都市経営」の視点を取り入れながら、地域が持つ魅力や資源を生かし、多様化する市民のニーズに応じていく、きめ細かな取組が求められています。

また、市民や地域団体、大学、事業者、行政など多様な主体が自ら考え、協力し、一体的に取り組めるよう「地域共創」の視点を取り入れながら、まちづくりを進めることが求められています。

このため、各主体が地域の課題に関心を持ち、地域のまちづくり構想を共有しながら、適切な役割分担のもとで、地域の活力を生み出し、価値を向上させる「協働のまちづくり」を推進します。

(1) 協働のまちづくりの推進に向けたそれぞれの役割

協働のまちづくりを推進するためには、多様な主体が相互に協力・連携していくことが必要であり、それぞれの役割を認識し、行動することが期待されます。

① 市民・地域団体の役割

まちづくりの担い手としての役割が期待されます。

このため、地域の課題や魅力を自ら考え、都市計画制度を活用しながら、まちづくりを実践していくことが求められます。

② 大学・専門家の役割

専門的知識を生かして、地域に貢献することが期待されます。

このため、まちづくり活動への積極的な参加・協力が求められます。

③ 事業者などの役割

地域の経済や産業の発展に貢献することが期待されます。

このため、周辺環境に配慮した市街地整備など、地域の価値を高め、活力を生み出すまちづくりに積極的に取り組むことが求められます。

④ 行政の役割

まちづくりの情報や市民参画の機会を提供するほか、市民や地域の自主的なまちづくり活動に対して、アドバイザーの派遣などによる助言や支援制度を検討するとともに、多様な主体をつなぐ場や仕組みづくりを検討し、地域主体のまちづくり活動を推進します。

また、地域の現状把握に努め、まちづくりに効果的な各種計画や事業の決定・変更、推進、調整を行います。

(2) 都市計画制度の活用

多様な主体による協働のまちづくりの実現に向けて、都市計画制度を活用し、市民参画を促進します。

なお、制度の活用には、本市総合計画や本プランとの整合が必要です。

都市計画提案制度	都市計画の決定や変更について、土地所有者などが提案することができる制度
地区計画	地区の特性に応じたきめ細かな土地利用などのルールを、土地所有者などの意見を踏まえて定める制度
建築協定、景観協定、緑地協定	土地所有者などの合意に基づいて、土地利用などのルールを定める制度

